



市 章

大津市公報

令 和 8 年 1 月 15 日
号 外 (第 1 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
 - 1 大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第1号

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則(平成21年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改める。

第2条の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第1項中「(様式第1号)」の次に「又は乳児等通園支援事業開始認可申請書(様式第1号の2)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、乳児等通園支援事業の開始の認可に係る申請書にあっては、市長が認める場合は、その添付すべき書類の一部を省略することができる。

第4条第1項中「家庭的保育事業等変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業変更届出書」に改める。

第5条第1項中「の廃止」を「又は乳児等通園支援事業の廃止」に、「家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 2 条関係)

乳児等通園支援事業開始認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者(事業者)住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者の氏名)

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業を開始したいので、関係書類を添えて申請します。

1 名称、区分及び位置

- (1) 名 称
(2) 区 分 一般型 余裕活用型
(3) 位 置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造

- (1) 定員
乳児 人
満3歳未満の幼児 人
(2) 建物その他設備の規模及び構造
土地の面積 m²
建物の構造 (造 建)
建物の延べ床面積 m²

3 事業開始の予定年月日

4 添付書類

- (1) 建物の図面(位置図、配置図、平面図(各室の面積を記載したもの)及び立面図)
(2) 設備及び備品の概要を記載した書類
(3) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
(4) 設備に要する経費及びその財源を記載した書類
(5) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書
(6) 資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類
(7) 申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
(8) 申請者が法人である場合は、法人格を有することを証する書類
(9) 申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為その他の規約
(10) 法第34条の15第3項第4号に掲げる基準に適合する旨の誓約書
(11) 事業開始年度における収支予算書
(12) 事業の運営についての重要事項に関する規程
(13) 保育所保育指針に準じて作成する保育内容に関する書類
(14) その他市長が必要と認める書類
※ 市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

様式第3号中「家庭的保育事業等変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業変更届出書」に、「家庭的保育事業等」の「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等」の「家庭的保育事業等」に改める。

様式第5号中「家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書」に、「家庭的保育事業等」の「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等」の「家庭的保育事業等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。